

講習会情報

◆11月18日(金)午後2時より当所3階会議室にて、『DX・SNS活用セミナー』講習会を開催しました。

鈴木 夏香 氏(リンクアンドサポート(株)代表取締役)を講師に、会場参加9名・オンライン参加10名の合計19名が受講しました。

DX(デジタルトランスフォーメーション)に取り組む企業の事例とIT補助金についての紹介があった後、DX化の取り組みの一つでもあるSNSの活用について、各種それぞれの特徴を説明し、中でも登録者数が多く無料で利用できるインスタとLINEについて、ビジネス(集客、売上アップ等)につなげるためのポイントを実際の投稿をしながら説明しました。



実際にスマートフォンやパソコンなどで画面を確認しながら受講する参加者もあり、熱心に聞き入っていました。

オンラインでの講習会の様子
＝商工会議所3階会議室

◆12月14日(水)午後2時より当所3階会議室にて『インボイス制度講習会』を開催しました。

河合 正尚 氏(中小企業診断士・社会保険労務士事務所代表)を講師に、会場参加21名・オンライン参加6名の合計25名が受講しました。

消費税の基本からインボイス制度について、インボイス制度導入のスケジュールからインボイス制度が導入された後の影響と対策の説明、納品書・請求書に記載しなければならない項目など詳しく説明されました。

令和5年10月からスタートする「インボイス制度」は、10月1日から登録を受けるためには原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があるということで手続きの期限が迫っていること、また自分の事業所が「登録申請しなければならないのか」「しなくてもいいのか」の見極めが難しいところもあり、参加者は熱心に聞き入っていました。

令和4年1月1日から施行されている「電子帳簿保存法」についても説明があり、令和6年1月1日より義務化されるということで、少しは理解しながらも、しなければならないことの多さに不安の声もありました。

「インボイス制度」のやることチェックリストとして、①課税事業者になるか否か検討(免税事業者の場合)

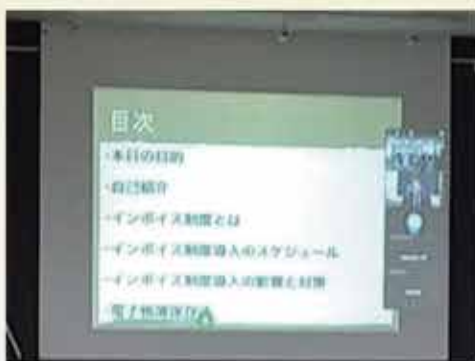
②本則課税or簡易課税の選択③免税事業者との取引をどうするか④期限までに適格請求書発行事業者登録

⑤適格請求書を発行できるように準備する

⑥再発行などを簡単にできるようにする

⑦負担増に対応するため経理業務の最適化を図るの7項目があるとのことでした。

オンラインでの講習会の様子
＝商工会議所3階会議室



確定申告はお早めに！

令和4年分の所得税・消費税(個人事業所)の確定申告の時期になりました。

所得税の申告・納税は**3月15日(水)**まで、個人事業所の消費税・

地方消費税の申告・納税は**3月31日(金)**までです。

決算書や申告書の書き方、記帳などでお分かりにならないことがありましたら、商工会議所にお気軽にお尋ねください。



安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1 経営者のための退職金制度**
小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください
共済相談室 TEL. 050-5541-7171
【受付時間】 平日 9:00～17:00

経営者のための退職金制度です！

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模共済 検索

Be a Great Small.
中小機構

メール配信サービス開始に向けたアドレスの登録について

これまで当所は様々なお知らせ事など、郵送もしくはFAX等を活用しておりましたが、国・県からの給付金・支援金のご案内等もっと迅速に情報提供できるよう、メール配信を行うことにいたしました。

登録方法：「件名」に『アドレス登録』と入力後、「本文」に『事業所名』を入力の上

info@minamisatsuma-cci.or.jp にメールをお送りください。

注意事項：① 携帯電話のメールアドレスを登録される場合、「PCからのメールを受信可能」な状態にしてください。

② 「ご案内等がメールだけになり、郵送等を廃止する」事はございませんので、ご安心ください。



▽金利情報▽ 主な融資制度の金利のご案内

令和4年12月28日現在

日本政策金融公庫		鹿児島県融資制度		南さつま市中小企業 小口資金融資制度	
普 通 貸 付 (資金使途、返済期間、担保・ 保証人の有無により金利変動)	0.58% ～ 3.25%	中小企業 振興資金	1 年以内 1.8%	小口 資金	1 年以内 1.8%
小規模等経営改善資金 〔通称：マル経資金〕 (無担保・無保証人)	1.13%		1 年超 3 年以内 2.0%		1 年超 3 年以内 2.0%
			3 年超 5 年以内 2.1%		3 年超 5 年以内 2.1%
			5 年超 7 年以内 2.3%		5 年超 7 年以内 2.3%
			7 年超 10 年以内 2.4%		南さつま市より保証料の 補助制度が利用できます。
10 年超 変動金利					
国 の 教 育 ロ ー ン	1.95%				

※日本政策金融公庫・県制度資金については「南さつま市利子補給補助金制度」をご利用いただけます。詳しくは、商工会議所（電話：(0993) 53-2244）にご確認ください。

新たな取り組みをお考えの方、「中小企業の経営革新」のご利用を！